

令和8年度神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修 申込みに当たっての留意事項

【この研修の目的】

障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応等について、これらの職務に携わる障害福祉施設等従事者の基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、虐待防止に向けた体制・組織体制づくりの習得が目的です。

【この研修は伝達研修です】

全国の47都道府県の自治体が、国(厚労省)主催の研修を受講し、その内容を各自の都道府県内にて「職務に携わる障害福祉施設等従事者」の皆さまへ伝達する仕組みになっています。(右図を参照)

受講者は受講した内容を基に、ご自身の所属事業所内、法人内、地域の中で障害者への虐待防止と権利擁護の理解を促すための研修を実施し伝達していく役割を担います。

※受講後に県へ伝達研修実施報告書の提出が求められています。

皆さまが多くの方に伝達していただくことによって、この研修の目的が達成されます。

【研修の構成】

① 講義

講義部分は事前に動画を視聴する形で実施します。たくさんの動画がありますが、対面研修までに必ずご覧いただくようお願いします。

② 演習(対面研修)

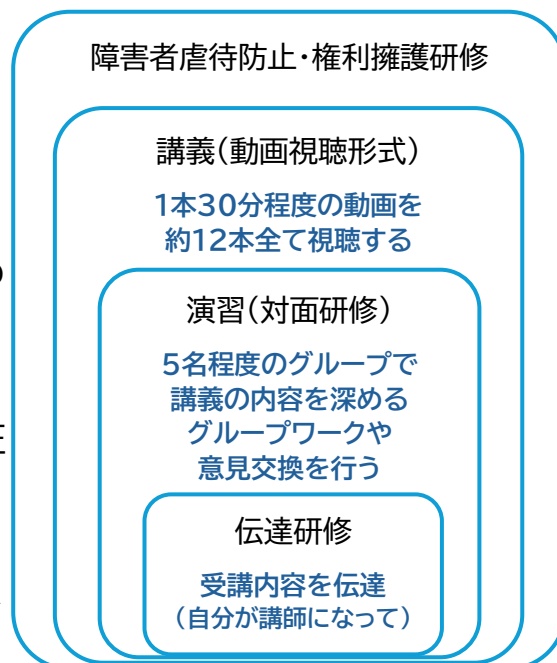
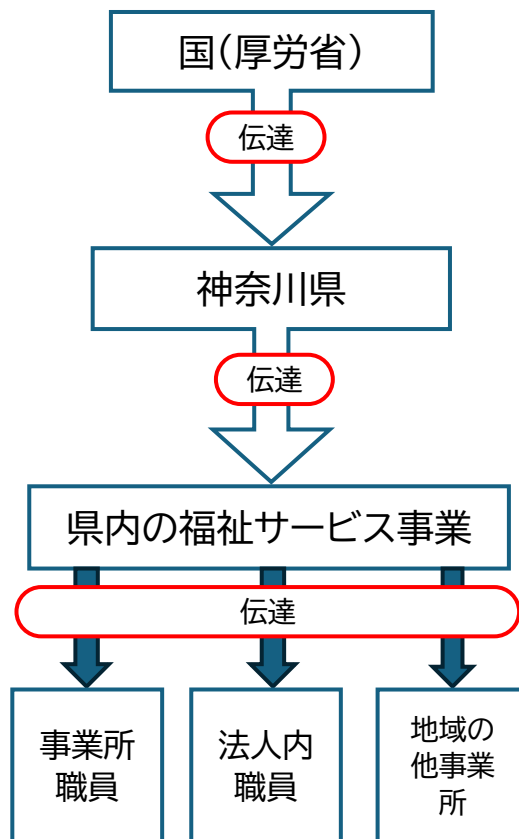
会場に実際に集まり、講義の理解を深めるための演習(グループワーク等)を行います。

③ アンケート提出

研修参加後のアンケートの提出をもって修了証を発行します。

④ 伝達研修を行う

ご自身が学んだ内容を他の方へ共有する研修を年度内に実施してください。



【研修に関する注意事項】

① 申込み＝受講決定ではありません。

この研修には、例年定員を大きく上回る応募がございます。
受講決定のご案内が届いた方のみが受講可能ですので、ご注意ください。

※原則、受講決定後の受講者の変更や、受講日の変更はできません

② 必ず「管理者」又は「虐待防止担当者」の方がご受講ください。

伝達研修の役割も鑑み、受講後に虐待防止・権利擁護に関する研修の企画・運営をする立場の職員の方の受講をお願いします。

③ 経験年数の定義

申込み時の「経験年数」とは、現在の事業所での管理者・虐待防止担当者になられてからの年数をご記入ください。(申込み年度の4月1日時点での経験年数)

※福祉職員として従事している合計の年数ではありません

④ 欠席について

- ・受講できるのは応募された方の中で神奈川県から選定された方です。
貴重な研修ですので、参加を優先して業務やシフトの調整をお願いいたします。
- ・やむを得ない事情でのご欠席の際は、事務局まで電話で必ずご連絡ください。

⑤ 遅刻について

- ・遅刻をすることがないように時間に余裕をもって会場までお越しください。
- ・遅刻された時間によっては修了証の発行が出来ない場合もあります。

申込前に再度、確認をお願いします

- ✓ この研修の目的と、受講後に自身が伝達研修を行うことを理解した。
- ✓ 研修は当日の演習(対面研修)のみでなく、その前に動画視聴の講義部分があることを理解した。
- ✓ 申込者は施設の管理者又は虐待防止担当者である。

この研修に出るメリット

- ✓ 自身の役割、事業所・法人内で自分のやるべきことがわかります。
- ✓ 自身や法人の方針と国が求めているものの答え合わせができます。
- ✓ 県内の様々な事業所職員と出会え、法人外で相談できる仲間を得られます。